

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成25年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年1月4日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	鈴	木	いくお
同	神	田	廣栄

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	措置状況
51	121	消防局 総務課	指摘	通勤手当同様、消防局に対する指摘に留まる話ではないが、扶養手当及び住居手当の支給は当該規則に従って適切に支給されなければならない。このため、当初届け出から変更がないかどうかを定期的に確認する体制作りが必要であり、今後は、適切な事後確認を実施する必要がある。	扶養手当の支給対象者に関しては、平成25年度に確認調査済み。住居手当の支給対象者に関しても、平成26年9月に確認調査済み。今後も、当該規則に基づき、定期的に確認調査を実施する。
68	163 164	情報システム 課	指摘	市は早急に監査及び点検体制を整備しなければならない。具体的には船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程第5条に従い、船橋市情報セキュリティ対策基準に定められた事項を遵守しているかについての監査及び点検を実施すべきと考える。また、これらを実施した結果、問題点として認識されたものについては改善していくことが必要であると考え。	平成26年12月に個別システムの情報セキュリティ実施手順書の点検を行った。27年3月に内部監査を実施し6月に情報セキュリティ委員会に報告し承認された。また、27年3月総務省発表のセキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、船橋市情報セキュリティ対策基準を改定し、27年度末までに個別システムの情報セキュリティ実施手順書の改定を行う。
69	166	情報システム 課	指摘	市は、アンチウイルスソフトの未更新、ID及びパスワードの使用状況並びにウェブページの閲覧状況について、情報セキュリティ研修の実施等を通じて職員の意識の徹底を図るとともに、情報セキュリティの監査及び点検項目とすべきである。	平成26年度に引き続き、27年8月から順次所属別に全職員向け情報セキュリティ研修(eラーニング)を実施し意識の徹底を図っている。指摘事項については内部監査(自己点検)の項目としている。